平成２６年（フ）第４４号
愛知県一宮市萩原町萩原字長池11番地
債務者　井上　月子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７号
佐賀県唐津市浜玉町南山1939番地10
債務者　村山　一代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５２号
山口県熊毛郡田布施町大字波野178番地３波野団地住宅東棟101号
債務者　藤山佳代子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９５号
川崎市川崎区昭和１丁目３番９号　相沢ハイツ301
債務者　椎葉　真次
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
川崎市幸区南加瀬３丁目30番５号　ポストサンブリッジ302
債務者　大熊奈美子（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
川崎市川崎区浜町４丁目６番15号　ユートピアＫ101
債務者　菅野　道代
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
川崎市川崎区浅田１丁目１番18号　東宝ハイツ30―Ｄ
債務者　坂本　孝枝
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
川崎市川崎区榎町９番11―503号　タナベマンション
債務者　菅　　正敏
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
岡山市中区高島２丁目６番11号　高島市営住宅Ｃ405番館10号
債務者　谷川　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
愛媛県八幡浜市谷５番耕地377番地２
債務者　井上　文恵
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１２５号
横浜市中区本牧元町50―44―503号室（前住所）
債務者　上野　文枝
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
静岡県藤枝市稲川１丁目11番23号　リバティ稲川101号
債務者　渋谷由美子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
愛知県豊橋市西幸町字笠松66番地７
債務者　ふじみ事務機こと　伊藤　伸幸
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３５号
愛知県豊橋市北山町字西ノ原７番地６
債務者　野澤理津子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日